

最高裁秘書第4039号

令和4年1月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所裁判官が退官した後、どのような手続をとれば、行政文書又は司法行政文書の開示手続で開示されない情報を、自らが著者となる市販の書籍に記載できるかが分かる文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年6月8日付け（同月10日受付）

2 答申番号

令和3年度（最情）答申第36号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）